

○長崎短期大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針  
(平成28年4月1日制定)

改正 平成29年4月1日 平成29年6月1日

この方針では、長崎短期大学で行われる研究費の不正使用を未然に防止するため、その責任体制や適正な運営・管理の環境整備などを定めるものである。ここでいう公的研究費とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成19年2月15日文部科学大臣決定）及びこれに類似した研究資金をいう。

[5の別紙1参照]

附 則

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日）

この方針は、平成29年6月1日から施行する。

別表

公的研究費管理監査監督に関するガイドラインによる各種責任者等の責任範囲と権限及び相互関係

区分	役職	責任範囲	権限	相互関係
最高管理責任者	学長	短大全体の公的研究費の最終的な運営・管理に関することおよび不正防止対策の基本方針を策定・周知	公的研究費の運営管理を適切に維持するための統括管理責任者（部局責任者も含む）に対する改善命令	
統括管理責任者	短大事務局長	短大全体の公的研究費の実質的な運営・管理に関することおよび不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を実施	公的研究費の運営管理を適切に維持するための部局責任者、運営責任者、経費管理責任者に対する改善指示	最高管理責任者への報告。 また、不正防止対策の実施状況を確認し、実施状況を最高管理責任者に報告
コンプライアンス推進責任者	各学科長・専攻科長	研究者所属学科における公的研究費の実質的な運営・管理に関することおよび自己の管理する学科等にて対策を実施。 学科等にてコンプライアンス教育を実施・受講状況を管理監督する。学科等にて	左記に関して所属研究者等に対する改善指導	統括管理責任者への報告、および実施状況を確認し、統括管理責任者に報告（様式1）

		モニタリングを実施・必要に応じて改善を指導する。		
運営責任者	総務・会計課長	研究費の申請事務処理手続きに関すること	研究費の申請等事務処理手続きの企画及び立案	統括管理責任者への報告 経費管理責任者との連絡調整
		実績報告書に関すること	左記に関して部局責任者に対する必要書類の作成、修正等に関する指示	
経費管理責任者	総務・会計課長	研究費の使用ルールに関すること	研究費の使用ルールの企画及び立案	統括管理責任者への報告 運営責任者との連絡調整
		研究費の使用ルールの遵守に関すること	左記に関して部局責任者に対する改善指導	
		予算の執行状況に関すること	上記同	
		支出決議書に関すること	左記に関して部局責任者に対する必要書類の作成、修正等に関する指示	

図

長崎短期大学における公的研究費の運営・管理体制  
[5の別紙2参照]